

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人かれん

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かれんの役員報酬等について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

(交通費等の実費弁償)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席する場合、交通費等の実費弁償としてその都度、一律に2000円を支給する。

(報酬額の決定方法)

第4条 定款第8条、第21条により報酬額および支給に関することは、評議員会において決定する。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する